

復興特別所得税に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）に基づき、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、所得税額に対し2.1%の「復興特別所得税」が課せられることになりました。

この税制により、預金利息や国債などの公共債の利子、定期積金の給付補填金、信用金庫の普通出資配当金等にも、平成25年1月1日以降下表のとおり「復興特別所得税」が源泉徴収されます（マル優・マル特の預金等は除きます）。なお、平成24年12月以前よりお預け頂いている預金等につきましても、平成25年以降のお利息等の支払いの際には、お利息等の計算期間にかかわらず同税が課せられます。ただし、定期預金・定期積金で満期日が平成24年12月以前の場合、平成25年1月以降に利息等をお支払いする際は、満期日までのお利息等には同税は付加されません。

1. 預金利息、定期積金の給付補填金、公共債の利子

お利息等支払い時期	平成24年 12月31日まで	平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年 1月1日以降	
源泉徴収税率	20%	20.315%	20%	
内訳	所得税	15%	15%	
	復興特別所得税	—	0.315% (15%×2.1%)	—
	地方税	5%	5%	5%

平成24年12月31日以前に作成された当金庫のパンフレット、商品の説明書等において20%の源泉徴収税率の表示がある場合、平成25年1月以降お受取の利息につきましては当該税率を20.315%と読み替えていただきますようお願い申し上げます

2. 信用金庫の普通出資配当金

お利息等支払い時期	平成24年 12月31日まで	平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年 1月1日以降
源泉徴収税率	20%	20.42%	20%
内訳	所得税	20%	20%
	復興特別所得税	—	0.42% (20%×2.1%)

※詳しくは最寄の当金庫窓口または「お客様相談センター」へお問い合わせください。
お客様相談センター フリーダイヤル 0120-0889-18（平日 9:00～17:00）